



JSHCT Letter No.74

The Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation

一般社団法人日本造血細胞移植学会

April 2019

目 次

第41回日本造血細胞移植学会総会 開催報告	ii - iii
平成31学会年度評議員会・社員総会 承認・決定事項等のお知らせ	iv - v
ワーキンググループ新規メンバー募集のお知らせ／二次調査実施のお知らせとお願い	vi
定款、定款施行細則	vii - xii
看護部会企画「第41回日本造血細胞移植学会総会 報告(看護部会)」	xiii
私の選んだ重要論文	xiv
施設紹介「静岡県立静岡がんセンター 血液・幹細胞移植科」	xv
会員の声「聖路加国際病院 血液内科 山下 卓也 先生」	xvi

第41回日本造血細胞移植学会総会 開催報告

会期：平成31年3月7日(木)～9日(土)

会場：大阪国際会議場



第41回日本造血細胞移植学会総会 総会会長 井上 雅美
(大阪母子医療センター 血液・腫瘍科 主任部長)

春陽の候、会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

私どもは、第41回日本造血細胞移植学会総会(大阪)開催を終えて安堵しているところでございます。おかげさまで3,400名を超える大勢の皆様にご参加賜りました。まことに有り難うございました。

シンポジウム、口演セッション、ポスターセッションは、いずれのテーマも質疑応答・議論が活発で、発表者、聴講者の造血細胞移植に対する熱意を直接感じることができました。初めての試みであるRapid Fire Presentationは会場に入りきれないほどの賑わいで、企画して良かったと実感しております。学会賞初回受賞者である豊嶋崇徳先生の受賞記念講演を拝聴して、GVHD研究に広い視野で多面的に取り組んでこられた成果にあらためて感銘を受けました。功労賞授賞式での正岡 徹先生、和歌恵美子先生のお姿を拝見して、様々な思い出が蘇るとともに、先駆者の苦労や努力があったからこそ造血細胞移植の今日があると再認識致しました。私達はその努力を継承し未来につなぐ責務があると自覚させられました。

今回のテーマを決める段階から多岐にわたるご示唆を賜った理事長の岡本真一郎先生、総会開催の実際についてご指導賜った第40回総会会長の豊嶋崇徳先生、KSBMT(韓国)との連絡・調整を引き受けて下さった国際委員会の高橋 聡先生、森 毅彦先生に率いられている学術集会企画委員会の皆様、プログラム委員会の皆様、査読委員の皆様、座長の皆様、発表者の皆様、ご参加いただいた皆様、関係の皆様、お一人お一人に心からお礼申し上げます。そして、充実したプログラムを企画して下さった看護部とHCTC委員会の皆様に感謝の気持ちでいっぱいです。協賛・寄付により総会開催を支えて下さった企業、団体の皆様にも衷心より感謝申し上げます。何回もミーティングを重ねて開催を企画・準備してくれた私の仲間と総会運営事務局に私は頭が上がりません。有り難うございました。

多くの参加者からお褒めのお言葉を頂戴しましたが、私どもの不手際で様々なご不便をおかけしたことを存じます。また、吉本新喜劇を出し物にした会員懇親会は皆様に喜んで頂いたのが嬉しく感じる一方で、定員の設定が不十分だったため参加いただけなかった希望者がいらっしやったことに申し訳ないと思っております。ご容赦下さいますようお願い申し上げます。

総会を開催して肌で感じたことは、日本造血細胞移植学会は多施設・多職種が連携し協力する素晴らしいチームであるということです。造血細胞移植に対する熱意を胸に皆が集う年一度の総会は、そのことを再確認し次に進む勇気と活力を参加者が共有する有意義かつ重要なイベントだと考えます。

来年2020年の第42回総会は谷口修一先生が東京で開催されます。第42回総会が大成功することを祈念申し上げるとともに、会員の皆様と再会することをとても楽しみにしております！



平成31学会年度評議員会・社員総会 承認・決定事項等のお知らせ

第41回日本造血細胞移植学会総会の会期中に開催された理事会並びに評議員会・社員総会において審議・承認され、同時開催されました会員集会で報告されました事項(一部、昨年12月に開催された理事会にて承認された事項含む)をお知らせいたします。

I. 事業並びに会計について

平成30学会年度事業報告並びに会計決算案、平成31学会年度事業計画並びに会計予算案について審議され、決定・承認されました。

＜決定・承認された会計決算案および会計予算案＞

一般会計：平成30学会年度決算案、平成31学会年度予算案

特別会計：平成30学会年度決算案、平成31学会年度予算案

- ・造血幹細胞(骨髄・末梢血・臍帯血、自家・血縁・非血縁)移植症例一元化登録フォローアップ／データ解析・利用事業
- ・造血幹細胞ドナー(血縁・非血縁の骨髄、末梢血)採取事例一元登録フォローアップ／データ解析・利用事業
- ・学術集会事業
- ・臨床研究推進事業
- ・認定医制度事業
- ・看護師研修事業
- ・第40回日本造血細胞移植学会総会(決算案)
- ・第42回日本造血細胞移植学会総会(予算案)

II. 定款施行細則の改定について

定款施行細則の改定について審議され、決定・承認されました(別頁並びに学会ホームページ参照)。

III. 新役員、新評議員、各種委員会新委員長・委員等の選任について

平成31学会年度からの新評議員、各種委員会新委員長・新委員等として、以下の方々が選任されました(以下、全て敬称略、順不同)。

1. 新評議員(14名)：

(医師)倉橋信悟、新井康之、柳沢 龍、清水啓明、合井久美子、川島直実、濱 麻人、
小山大輔、山口博樹、今橋伸彦、楠本 茂、村松秀城
(コメディカル)青木紀子、西本仁美

2. 次々期総会会長(令和4年度・第44回学会総会)：

高橋 聡(東京大学医科学研究所 先端医療研究センター 分子療法分野)

3. 新名誉会員：小川啓恭

4. 新功労会員：前川 平、杉田完爾、辻 浩一郎、島崎千尋、磯山恵一、薄井紀子、宇都宮 與、 小笠原正浩

5. 各種委員会 新委員長・新委員：

- 1) 編集委員会：堺田恵美子
- 2) 理事・評議員選任委員会：井上 雅美(新委員長・役職委員)、谷口 修一(新副委員長・役職委員)、森 康雄、横田 真紀
- 3) 在り方委員会：田中淳司(役職委員)
- 4) 倫理審査委員会：八島朋子
- 5) 看護部会：犬童千恵子、本間清香
- 6) HCTC委員会：永井有香、柴富千鶴子
- 7) 学術集会企画委員会：谷口修一(役職委員)、橋本大吾、土井久容、緒方正男
- 8) 年次集会プログラム委員会：谷口修一(新委員長)、内田直之(新副委員長)、森 毅彦、

山崎宏人、橋本大吾、南谷泰仁、前田高宏、諫田淳也、山本久史、仲宗根秀樹、杉田純一、緒方正男、高木伸介、福田隆浩、森 有紀、土井久容、福地朋子、川口真理子、犬童千恵子、稲本賢弘、宮本敏浩、長藤宏司、松本公一、加藤光次、金森平和、熱田由子、高梨美乃子

6. 認定HCTC (平成30年12月16日認定) :

大石亜紀、三井 梢、稲川敏江、安藤れい子、城後美和、土肥明美、渡邊恵生、赤川順子、鈴木 愛、橋爪裕子、藤井理絵、石関香織、倉元宏美、坂田 友、柴富千鶴子、杉尾美智子、寺林麻子、日高優子、平賀明日香、吉野 希、輪田由佳理

なお、次期総会会長(令和3年度・第43回学術集会): 田中 淳司(東京女子医科大学 血液内科学講座)につきましては、昨年度既に決定しております。また、役員、評議員、各種委員会委員の名簿につきましては、学会ホームページ(5月上旬頃更新予定)をご参照ください。

IV. 表彰等について

第41回日本造血細胞移植学会総会 会員懇親会(3月8日)会場におきまして、以下の表彰式が行われました。賞名称、受賞者の方は以下の通りです。

<造血細胞移植功労賞(敬称略、順不同)>

正岡 徹、和歌恵美子

<日本造血細胞移植学会学会賞(敬称略)>

豊嶋崇徳

<第40回日本造血細胞移植学会総会奨励賞(敬称略、順不同)>

片岡伸介、宮脇恒太、山川知宏、迫田哲平、船本純加

<JSHCT Working Group Research Award(敬称略、順不同)>

小沼貴晶、寺倉精太郎、河村浩二

《令和2年度・第42回日本造血細胞移植学会総会》

総会会長: 谷口修一(国家公務員共済組合連合会虎の門病院 血液内科)

会 期: 令和2年(2020年)3月5日(木)~3月7日(土)

会 場: 東京国際フォーラム

平成30年度新規認定 日本造血細胞移植学会造血細胞移植認定医

Board Certified Member of the Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation

平成30年度新規認定医に申請され書類審査と口頭試験に合格し認定された67名です。

認定・専門医制度委員会

2019年4月1日付

川上 徹	川島 一郎	川本晋一郎	蒸野 寿紀	島津 裕	本田 晃
玉置 雅治	鷺尾 佳奈	松野 良介	下田 和哉	平林 真介	赤羽 弘資
伊藤 歩	東梅 友美	堺 寿保	植村 優	佐藤 範英	高田 寛之
橋本 大吾	橋本 由徳	横山 能文	池田 博	一色 佑介	佐藤 貴彦
永尾 侑平	中野 裕史	平林 幸生	平本 展大	松岡 里湖	吉田 仁典
吉永 則良	田中 孝幸	柴 徳生	南 満理子	伊藤 礼子	稲垣裕一郎
乾 由美子	片山 雄太	小山 哲	杉山未奈子	高橋 寛行	田口 正剛
田代 晴子	辻 將公	中嶋 ゆき	西尾 信博	橋田 里妙	樋口 紘平
平川 経晃	南野 智	山崎 文登	山下 鷹也	慶野 大	荒木 来太
石田 信也	板楠今日子	阪口 正洋	末廣 陽子	鈴木 一史	高野久仁子
花本 仁	細川 晃平	大竹 志門	金山 拓誉	倉田 啓史	瀧澤 春子
森 麻希子					(敬称略、順不同)

ワーキンググループ 新規メンバー募集のお知らせ ／二次調査実施のお知らせとお願い

造血細胞移植登録一元管理委員会

ワーキンググループ(WG) 新規メンバー募集のお知らせ

今年もワーキンググループの新規メンバーを募集いたします。奮ってご参加ください。

なお、メンバーには資格条件がありますので、日本造血細胞移植学会ホームページの「ワーキンググループ(WG)」ページより「造血細胞移植登録一元管理委員会が設置するワーキンググループ運営に関する細則」・「WG新規メンバー公募案内」をご確認ください。

また、会員歴が不足する若手研究者の2020年までの特例措置もございますので、こちらも併せてご確認ください。

現在参加中のワーキンググループの異動を希望される場合は、学会ホームページの同ページ内「WG異動申請案内」をご確認の上、申請をしてください。

【WG新規メンバー応募方法】

日本造血細胞移植学会ホームページより申請フォームにて応募

●申込期限 2019年5月31日(金) 締切

【WG異動申請方法】

異動申請書を日本造血細胞移植データセンター宛てにメールにて送付

●申込期限 2019年5月31日(金) 締切

●E mail 送信先 jdchct-dc@jdchct.or.jp

※書類に不備がある場合には、申請を受理できない場合があります。

二次調査実施のお知らせとご協力をお願い

学会総会にてプレゼン審査を実施し、一元管理委員会で承認された二次調査研究につきまして、日本造血細胞移植データセンターが代行で二次調査を実施します。対象施設となった際は、ご協力をお願い申し上げます。(2019年度実施：4研究)

◎ WG2 急性骨髄性白血病(AML)【成人】

『急性骨髄性白血病に対するHLA半合致移植後のドナーリンパ球輸注』

東海大学医学部附属病院 血液腫瘍内科 原田 介斗

◎ WG15 固形腫瘍『ハイリスクEwing肉腫患者における同種造血幹細胞移植の治療効果の解析』

国立成育医療研究センター 小児がんセンター 松本 公一

◎ WG17 HLAと移植成績『非血縁者間末梢血幹細胞移植におけるATGの意義』

北海道大学病院 血液内科 白鳥 聡一

◎ WG20 GVHD以外の移植関連合併症

『移植後ムーコル感染症に関する後方視的研究』

京都第一赤十字病院 血液内科 栗山 幸大

一般社団法人日本造血細胞移植学会 定款

第Ⅰ章 名 称

第1条 (名称)

本法人は、一般社団法人日本造血細胞移植学会(The Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation、略：JSHCT)と称する。

第Ⅱ章 目的および事業

第2条 (目的)

本法人は造血細胞移植の研究を推進しその治療成績および安全性の向上を図りよって患者およびドナーの福利に資するとともに社員及び会員である医師等の造血細胞移植の研究、教育及び診療の向上を図ることを目的とする。

第3条 (事業)

本法人はその目的達成のため次の事業を行う。

- 1) 年次学術集会の開催
- 2) 研究協力の推進
- 3) 臨床成績の集積と評価
- 4) 造血細胞移植専門医・看護師・認定施設、等に関する事業
- 5) 国内外の関係学会との交流
- 6) 学術論文集、その他の出版物の刊行
- 7) その他(会員名簿の発行、など)

第4条 (事務局)

上記事業を円滑に運営推進するため、学会事務局を常設する。

第5条 (事務所)

本法人は、事務所を愛知県名古屋市内に置く。

第6条 (公告の方法)

本法人の公告は、本法人のホームページ及び機関誌(ニュースレター)に掲載する方法によって行う。

第Ⅲ章 会 員

第7条 (種別)

本法人の会員は、次の5種とする。

- 1) 名誉会員
年次学術集会会長を経験し65歳を超えた会員で、理事会で推薦され、社員総会で承認された者とする。
- 2) 功労会員
理事経験者又は本学会に著しく貢献し65歳を超えた会員で、理事会で推薦され、社員総会で承認された者とする。
- 3) 正会員
本法人の目的に賛同し、別に定めるところによる手続きを経て入会した医師及び一般会員となった後満3年経過した者で正会員となることを希望する者を正会員とする。
- 4) 一般会員
本法人の目的に賛同し、別に定めるところによる手続きを経て入会した医師以外の会員の内前号の規定により正会員となった者を除いた者を一般会員とする。
- 5) 賛助会員
本法人の目的に賛同し財政的支援を与える法人及び団体とする。

第8条 (除名)

正会員、一般会員は、正当な理由無く2年以上会費を納入しなかった場合および本法人の名誉を著しく汚した場合は、理事会及び社員総会の審議を経てこれを除名することができる。

第9条 (正会員の義務)

正会員は本学会事務局が本学会のために行うデータ集計に協力する義務を有する。

第Ⅳ章 役員および評議員

第10条 (役員)

1. 本法人に理事20名以内(ただし、第11条2項により理事を選任する場合は21名以内)、監事3名以内、総会会長1名、次期総会会長1名、次々期総会会長1名、次々次期総会会長1名を置く。
2. 理事のうち1名を理事長、若干名を副理事長とする。
3. 本法人に学会会長1名を置くことができる。

第11条 (役員の選任)

1. 理事及び監事は、別に定めるところにより評議員の中から社員総会で選任する。
2. 前項の規定により理事を選任する際に、社員総会において「その総会の後に開催される理事会において理事長に選任される者が理事でない場合、その者を理事として選任する」旨決議しておくものとする。
3. 前項の規定により選任された理事は、理事長でなくなったときは理事の身分を失う。
4. 理事長は、本条第1項の規定による理事の選任後に、理事会において、理事又は理事経験者の中から選任される。
5. 理事長は、理事の中から副理事長を選任する。
6. 学会会長は、別に定めるところにより社員総会で選任する。
7. 次々次期総会会長は、毎年の年次学術集会の前に開催される理事会において推薦され、社員総会で承認決定される。
8. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

第12条 (役員の職務)

1. 理事長は、本法人を代表し、業務を統括する。
2. 理事長は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
3. 副理事長は理事長を補佐するとともに、必要な場合には最年長の副理事長がその職務を代行する。
4. 理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。
5. 学会会長は、本法人の渉外・事務局業務管理等についての助言・活動を行う。
6. 総会会長は、会員集会及び学術集会を主催する。
7. 次期総会会長は次年度(1年後)の総会会長予定者とし、次々次期総会会長は2年後の、次々次期総会会長は3年後の総会会長予定者とする。
8. 監事は、本法人の業務執行の状況及び財産状況についての監査を行う。
9. 本法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他の事情

を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度とし、理事の過半数の同意によって免除することができる。

第13条(役員の任期)

1. 理事の任期は2年で、再任は妨げない。
2. 理事長の任期は2年とし、再任は妨げない。
3. 学会会長の任期は2年とし、再任を妨げないが、その都度社員総会の承認を得るものとする。
4. 総会会長、次期総会会長、次々期総会会長及び次々次期総会会長の任期は1年とする。
5. 監事の任期は4年とし再任はできない。
6. 役員の任期は、理事長については選任されたときから、その他の役員については選任された定時社員総会が終了したときから任期に対応する事業年度に関する定時社員総会終了時までとする。

第14条(評議員)

1. 本法人の社員は、別に定めるところにより正会員の中から選任された評議員をもって構成する。
2. 評議員の数は、正会員数の12%以内とし、具体的な数字は選任の直前に開催される理事会で決定される。
3. 評議員の任期は2年とし、該当事業年度の定時社員総会の翌日から開始するものとする。
4. 評議員は再任を妨げないが、満65歳になる者は、その年度の定時社員総会終了時に資格を失う。
5. 評議員の解任は、社員総会において現評議員数の3分の2以上の者の賛成による決議によりすることができる。この場合は、当該社員総会の日から1週間前までに当該評議員に対しその旨を通知し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

第V章 会 議

第15条(理事会の構成)

1. 本法人に理事会を置く。
2. 理事会は理事をもって構成する。
3. 学会会長、総会会長、次期総会会長、次々期総会会長、次々次期総会会長及び監事は理事会に出席するものとするが、表決の際にはこれに加わらないものとする。

第16条(理事会の権能)

1. 理事会は、次の職務を行う。
 - 1) 本法人の業務執行の決定
 - 2) 理事の職務執行の監督
 - 3) 理事長の選任及び解任
 - 4) 社員総会の日時、場所及び社員総会の目的事項の決定
2. 理事会は次の事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - 1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - 2) 多額の借財
 - 3) 重要な使用人の選任及び解任
 - 4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 5) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
 - 6) 第12条8項に定める責任の免除

第17条(理事会の開催)

1. 定時理事会は、年2回以上開催し、そのうち1回は年次学術集會前に開催するものとする。
2. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1) 理事長が必要と認めたとき
 - 2) 理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
 - 3) 監事から開催の請求があったとき

第18条(理事会の招集)

1. 理事会は、理事長が招集する。
2. 理事会の議長は理事長とする。
3. 理事長は前条第2項2号又は3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が、5日以内に発せられないときは、各理事又は監事が臨時理事会を招集することができる。
4. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第19条(理事会の定足数)

理事会は現理事数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

第20条(理事会の議事録)

理事会の議事については、総会で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに記名押印するものとする。

第21条(社員総会の構成)

1. 社員総会は評議員をもって構成する。
2. 学会会長、総会会長、次期総会会長、次々期総会会長及び次々次期総会会長並びに名誉会員及び功勞会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権を有しないものとする。

第22条(社員総会の権能)

社員総会は、この定款に定めるほか、理事会で必要と認めた事項について審議、承認、決定し、理事会での審議事項について報告を受ける。

第23条(社員総会の開催)

1. 定時社員総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に開催するものとする。
2. 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1) 理事会が必要と認めたとき
 - 2) 現評議員数の5分の1以上から会議の目的及び開催の理由を記載した書面によって開催の請求があったとき

第24条(社員総会の招集)

1. 社員総会は、理事長が招集する。
2. 社員総会の議長は理事長とする。
3. 理事長は前条第2項2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。この期間が経過しても臨時社員総会が招集されないときは、招集を請求した評議員は、裁判所の許可を得て臨時社員総会を招集することができる。

第25条(社員総会の定足数)

社員総会は、委任状を含めて現評議員数の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって予め意思を表示した者、および他の代理人として評決を委任した者は出席者とみなす。

第26条(社員総会の議事録)

社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録で作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。

第27条(委員会)

1. 理事会の決定により、各種委員会を置くことができる。
2. 各種委員会委員は原則として理事および評議員の中から理事会で決定し、社員総会及び会員集会上に報告する。
3. 各種委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、その都度理事会の承認を得る。

第Ⅵ章 会員集会上および学術集会

第28条(会員集会)

1. 全会員を対象とする会員集会上を年次学術集会の期間中に開催する。
2. 会員集会上は、総会会長が招集し、議長となる。
3. 会員集会上では、理事会、社員総会で審議決定された重要事項、収支決算が報告される。

第29条(学術集会)

1. 年次学術集会は総会会長の責任の下に演題を公募し毎年開催する。
2. 本学術集会プログラム構成は総会会長と年次集会プログラム委員会と学術集会企画委員会に任せられる。
3. 一般応募演題の筆頭演者は会員(正会員、一般会員)でなくてはならない。
4. 総会会長が必要と認めるときは、年次学術集会以外の学術集会を開催あるいは他の関連学会と共催することが出来る。
5. 年次学術集会は一般公開とする。

第Ⅶ章 基 金

第30条(基金の総額)

本法人の基金(代替基金を含む。)の総額は、金300万円とする。

第31条(基金の拠出者の権利に関する規定)

本法人の基金は、本法人が解散するときまでは、社員総会の議決がなければ返還しない。

第32条(基金の返還手続)

本法人の基金の拠出者が、基金の返還を求めるときは、社員総会での議決及び代替基金の積立て後に、これを返還するものとする。

第Ⅷ章 会 計

第33条(事業年度)

本法人の事業年度は1月1日より12月31日までとする。

第34条(年会費)

本法人の年会費は別に定める。ただし、名誉会員、功労会員は年会費の納入を必要としない。

第35条(剰余金の処分)

1. 本法人は、剰余金が生じた場合であってもこれを評議員に分配しない。
2. 本法人は、剰余金が生じた場合には、繰り越した差損があるときはその填補に充て、なお剰余金があるときは、理事会及び社員総会の議を経て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し又は積み立てるものとする。

第36条(会計原則)

本法人の会計は一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

第Ⅸ章 解 散

第37条(解散)

本法人の解散は、社員総会において現評議員数の3分の2以上の賛成による議決を経るものとする。

第38条(残余財産の処分)

本法人の解散に伴う残余財産は、前条に定める方法により、本法人の目的に類似の公益事業団体に寄付するものとする。

第Ⅹ章 補 則

第39条(最初の事業年度)

第33条の規定にかかわらず、この法人設立当初の事業年度は、この法人設立の日から平成18年3月31日までとする。

第40条(最初の社員)

第14条1項の規定にかかわらず、この法人の設立時の社員は次のとおりとする。

住所	
氏名	小 寺 良 尚
住所	
氏名	加 藤 俊 一
住所	
氏名	河 敬 世
住所	
氏名	谷 本 光 音
住所	
氏名	坂 巻 壽
住所	
氏名	岡 村 純
住所	
氏名	金 丸 昭 久

第41条(最初の役員)

1. 第11条1項の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は次の通りとする。

理事(理事長)

住所	
氏名	小 寺 良 尚

理事(副理事長)

住所	
氏名	加 藤 俊 一

理事

住所	
氏名	浅 野 茂 隆

理事

住所	
氏名	池 田 康 夫

理事

住所

氏名	今 村 雅 寛
理事	
住所	
氏名	岡 本 真一郎
理事	
住所	
氏名	尾 上 裕 子
理事	
住所	
氏名	岡 村 純
理事	
住所	
氏名	加 藤 剛 二
理事	
住所	
氏名	河 敬 世
理事	
住所	
氏名	小 島 勢 二
理事	
住所	
氏名	塩 原 信太郎
理事	
住所	
氏名	澄 川 美 智
理事	
住所	
氏名	谷 本 光 音
理事	
住所	
氏名	土 田 昌 宏
理事	
住所	
氏名	中 畑 龍 俊
理事	
住所	
氏名	原 田 実 根
理事	
住所	
氏名	森 下 剛 久
理事	
住所	
氏名	森 島 泰 雄
会長	
住所	
氏名	坂 巻 壽
監事	
住所	
氏名	金 丸 昭 久
監事	
住所	
氏名	気賀沢 寿 人

2. 第13条の規定に関わらず、この法人設立当初の役員の任期は就任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終了のときまでとする。

第42条(施行細則)

この定款の施行に必要な事項は、理事会及び社員総会の議決を経て別に定める。

以上、有限責任中間法人日本造血細胞移植学会を設立するため、この定款を作成し、社員が次に記名押印する。

平成18年2月25日

社員	小 寺 良 尚
社員	加 藤 俊 一
社員	河 敬 世
社員	谷 本 光 音
社員	坂 巻 壽
社員	岡 村 純
社員	金 丸 昭 久

付則

平成18年3月 9日設立
 平成19年6月22日改定(ただし、第33条については平成20年4月1日から施行するものとする。)
 平成21年2月 4日改定
 平成22年2月18日改定
 平成23年3月 8日改定
 平成25年3月 9日改定
 平成26年3月 9日改定
 平成27年3月 7日改定

一般社団法人日本造血細胞移植学会定款施行細則

第Ⅰ章 入会、休会及び退会

第1条 (正会員、一般会員)

本法人に正会員、一般会員として入会しようとする者は、次の各号に掲げる者でなくてはならない。

- 1) 造血細胞移植に関する知識と経験を有する医師。
- 2) 造血細胞移植に関する知識と経験を有する研究者で、学士、修士または博士の称号を有する者。
- 3) 造血細胞移植に関する知識と経験を有し、医療に関わる資格(看護師免許、診療放射線技師免許、臨床検査技師免許など)を有する者。
- 4) その他理事会によって前3号のいずれかに準ずると認められた者。

第2条 (入会)

定款の規定に従い本法人に入会を希望する者は、別添の所定の入会申込書を提出し当該年度の会費を本法人が指定する口座に振込まなければならない。

第3条 (休会)

休会を希望する者は、別添の所定の休会届出書を提出しなければならない。ただし、既に納入した当該年度分の会費は返還しない。

第4条 (退会)

退会を希望する者は、別添の所定の退会届出書を提出し、会費を滞納している場合は完納しなければならない。

第Ⅱ章 会費

第5条 (年会費)

本法人の年会費は次のとおりとする。ただし、名誉会員、功労会員は年会費の納入を必要としない。

- 1) 評議員 18,000円
- 2) 正会員、一般会員 10,000円
- 3) 賛助会員 500,000円以上

第Ⅲ章 理事の選任

第6条 (理事の選任)

1. 理事の定数は20名以内とする。ただし、定款第11条2項により理事を選任する場合は21名以内とする。
2. 医師、看護師及びその他の医療従事者である評議員は理事候補者になることができる。
3. 本法人の理事候補者になろうとするものは、理事評議員選任委員会が定めた期日までに、書留郵便によって、その旨を理事評議員選任委員会に届けなければならない。
4. 前項に定める届け出は、所定の用紙を用いて行い、理事候補者の氏名、専門科名、所属する施設名、生年月日、経歴、所信、及び日本造血細胞移植学会への貢献度を記載しなければならない。
5. 理事評議員選任委員会は専門科別に、理事候補者の氏名、専門科別、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を掲載した選挙広報並びに書面投票に使用する投票用紙を評議員に配付する。評議員は、投票用紙を社員総会の30日前までに、理事評議員選任委員会に郵送しなければならない。
6. 理事の投票選出は書面投票によることとし、その結果について社員総会の承認を得る。
7. 評議員が投票する数は5名とする。なお3年間連続して本学会への参加がない評議員は理事の選挙権を喪失する。
8. 得票数の多い者から順に、領域別に、原則、内科系3名、小児科系1名、基礎系1名、看護師およびその他の医療従事者から1名、及び特別枠4名を別に定める選出規程に基づき当選者とし、得票数が同数の場合には、地域性・分野・一般社団法人日本造血細胞移植データセンターへの造血細胞移植データの報告件数・年齢などを考慮して委員会で当選者を決定する。原則として同一施設から複数の理事が選出されることは避ける。
9. 特別枠の選定には地域性、分野、および一般社団法人日本造血細胞移植データセンターへの造血細胞移植データの報告件数を考慮する。選出方法の詳細は、領域別・特別枠含め、理事会が選出規程に定め、公開する。
10. 理事の任期は2年とする。
11. 理事の投票選出は2年に一度、理事定員の半数の者について行う。投票で選出された理事は2期4年間理事を務めることとし、1期目が終了する次の社員総会で信任決議を行い、法律上の選任決議とする。ただし、1期目を終了する年の4月1日時点の年齢が64歳以上となる理事については1期2年間で終了することとし、このことに伴い、当該年の理事の選出数が理事定員の半数を超えるまたは半数に満たなくなる場合は、これを許容する。
12. 理事に立候補する者は、選任される年の4月1日の時点で満63歳までの者とする。
13. 理事に欠員が生じ、残りの任期が1年以上のときは、欠員となった理事の専門科で、前回の理事選挙における次点者を繰り上げて補充する。この理事の任期は欠員となった理事の残りの任期とし、再任時の任期には算定しない。

第Ⅳ章 監事の選任

第7条 (監事の選任)

1. 監事の定数は2名とする。
2. 監事は、理事評議員選任委員会が理事選立候補者とは別に、学会運営を大所高所から具申できる人物を評議員の中から候補者として選び、その候補者が監事になることを了解した場合は理事会に推薦する。
3. 選出された監事候補者は、社員総会にて承認される。
4. 監事の任期は4年とする。
5. 第2項の推薦を受ける者は、選任される年の4月1日の時点で満61歳までの者とする。
6. 監事に欠員が生じ、残りの任期が1年以上のときは、第2項、第3項、及び第5項の規定に倣い監事を補充する。補充された監事の任期は欠員となった監事の残りの任期とし、定款第13条5項及び本条5項に規定する監事の任期には含まれないものとする。

第Ⅴ章 理事長の選任

第8条 (理事長の選任)

1. 理事長は、本細則第6条の規定により理事選任の承認が得られた社員総会終了後、理事会において理事及び理事経験者の中から選任される。この理事会には理事経験者も出席することができる。理事経験者は発言することはできるが議決権はない。
2. 理事長の立候補については、理事会開催前まで受け付けるものとする。
3. 立候補者が1人の場合は、理事会において出席者の過半数の信任を得るものとする。
4. 立候補者が複数の場合は、有効投票数の過半数を得た者とする。
5. 初回の投票で過半数を得た者がいない場合は、得票数が上位2名の者を対象に再投票を行い、得票数の多い者とする。ただし、得票数が同じ場合は、抽選により選任する。

第Ⅵ章 学会会長の選任

第9条 (学会会長の選任)

1. 理事会は、理事経験者の中から学会会長としてふさわしい者を推薦し、社員総会の決議を求めるものとする。

2. 前項の推薦を受ける者は、人格や見識、これまでの研究成果、本法人に対する貢献などにかんがみ、学会会長として本法人の発展に寄与することを期待できる者とする。

第Ⅶ章 学術総会会長の選任

第10条(学術総会会長の選任)

1. 学術総会会長は評議員より選出することとし、公募(立候補、推薦)により受付、理事会で推薦、社員総会の承認を得る。
2. 学術総会会長となることを希望する者(立候補)および推薦する者は、別に定める書式により、理事会宛に郵送(書留郵便)にて届け出るものとする。

第Ⅷ章 評議員の選任

第11条(評議員候補の資格)

下記の資格を有する正会員は評議員候補者になることができる。

- 1) 連続5年以上本法人の会員(正会員又は一般会員)で、会費を完納した者とする。ただし、選任される年の4月1日の時点で満61歳までの者とする。
- 2) 学術上の業績あるいは医療上の貢献が著しい者。

第12条(評議員の選任)

1. 評議員の定数は正会員数の12%を超えないものとする。
2. 理事会はあらかじめ当該年度の選任評議員数を決定し、理事長が理事評議員選任委員会に報告する。
3. 評議員となることを希望する者(評議員候補者)は、別に定める書式により、社員総会の5ヶ月前から3ヶ月前までの期間に理事評議員選任委員会委員長あてに郵送(書留郵便)にて届け出るものとする。理事評議員選任委員会は評議員候補者が被選挙権の有権者であることを確認する。
4. 理事評議員選任委員会は定時社員総会の1ヶ月前までに選任会議を開催し、評議員を選任する。研究業績、医療業績、コメディカル業績の3分野別に客観的に公平に評議員を選任する。専門性、地域性などの学会運営上の必要性、及び一般社団法人日本造血細胞移植データセンターへの移植データ報告件数も考慮する。選任基準は公開とする。
5. 社員総会時の理事会、社員総会で選任評議員の承認を得る。

第Ⅸ章 委員会

第13条

1. 本法人に下記の委員会を設置する。各種委員会の委員長は理事が担当し(前年度総会会長が委員長に就任する場合はこの限りではない。)、委員および委員長は理事会が選出するものとする。役職(総会会長職など)による委員以外の委員については、原則として同時に2つまでとする。
 - 1) 理事評議員選任委員会
 - 2) 倫理審査委員会
 - 3) 社保委員会
 - 4) ガイドライン委員会
 - 5) 臨床研究委員会
 - 6) 看護部会
 - 7) 編集委員会
 - 8) 広報委員会
 - 9) 在り方委員会
 - 10) ドナー委員会
 - 11) 認定・専門医制度委員会
 - 12) 国際委員会
 - 13) 造血細胞移植コーディネーター委員会
 - 14) 放射線事故対策委員会
 - 15) 年次集会プログラム委員会
 - 16) 学術集会企画委員会
 - 17) 財務委員会
 - 18) 造血細胞移植登録一元管理委員会
 - 19) 移植施設認定委員会
2. 各委員会の組織、任務等の詳細は別に定める。

第Ⅹ章 改正

第14条(改正)

本施行細則は、理事会及び社員総会の議決によって変更又は廃止することができる。

附則

1. 本施行細則は平成18年3月24日より施行する。
2. 本細則施行日現在任意団体日本造血細胞移植学会(日本造血細胞移植推進機構に改称)に在会する会員は、本法人に入会したものとみなす。これらの会員は、本法人における会員の種別を本法人に届け出るものとする。
3. 本細則施行日現在の任意団体日本造血細胞移植学会(日本造血細胞移植推進機構に改称)の評議員は、本法人の14条の評議員とみなす。
4. 本施行細則は平成19年2月15日に改定された。
5. 本施行細則は平成20年6月7日に改定された。
6. 本施行細則は平成21年2月4日に改定された。
7. 本施行細則は平成22年2月18日に改定された。
8. 本施行細則は平成23年3月8日に改定された。
9. 本施行細則は平成23年7月28日に改定された。
10. 本施行細則は平成24年2月23日に改定された。
11. 本施行細則は平成25年3月9日に改定された。
12. 本施行細則は平成26年3月9日に改定された。
13. 本施行細則は平成27年3月7日に改定された。
14. 本施行細則は平成28年3月5日に改定された。
15. 本施行細則は平成29年3月4日に改定された。
16. 本施行細則は平成30年2月3日に改定された。
17. 本施行細則は平成31年3月9日に改定された。

看護部会企画**第41回日本造血細胞移植学会総会 報告(看護部会)**

看護部会委員 福地 朋子
(大阪母子医療センター)

第41回日本造血細胞移植学会は、3月7日から9日、「水の都」大阪の中心地、国際会議場で開催しました。小雨で肌寒い初日でしたが翌日からは穏やかな晴天に恵まれ学会は進みました。

看護部門の演題発表は、73題で、一般口演14題、示説59題、内容は、移植後長期フォローアップ外来について、AYA世代の移植における課題、移植看護、看護教育、意思決定支援など活発に意見交換されました。今年度は、造血細胞移植の課題を網羅的に取り上げながら、小児、思春期・若年成人(AYA世代)における移植について考える機会となりました。まず、AYA世代の「患者理解」という視点より、教育講演で、がん登録データを用いたAYA世代のがんの特徴や直面する課題、対策について、また、妊孕性温存と長期フォローアップ体制の必要性についてご講演を頂きました。次に、看護シンポジウムでは、「AYA世代の造血幹細胞移植医療と支援のあり方～AYA世代の未来のために～」というテーマで、未来に繋がる支援について考えました。支援のあり方として、全国レベルでの取り組みや「個」に向き合う支援まで様々な支援体制の重要性を学ぶことができました。看護ブラッシュアップ研修では、「移植後のメタボリックシンドローム」について実際の介入事例より具体的な支援について学び、LTFU外来に活かせる内容であったと思います。チーム医療は、「患者のこころの叫びに寄り添う」というテーマで多方面からのアプローチやチーム力について学び、改めて、その意味について考えることができました。看護GMTは、参加者93名、13のグループに区分し、各施設間で情報交換を交わす貴重な時間となりました。

最後に今回の学会総会では、開催中、参加者より、「楽しかった」という、お声をたくさん頂き、「笑い」の大阪もアピールできたのではないかと、私自身、とても嬉しく思っております。心より感謝申し上げます。

看護部会一同、次回の東京での学会に向けて努力していききたいと思います。

私の選んだ重要論文

Effects of physical exercise on survival after allogeneic stem cell transplantation

Wiskemann J, Kleindienst N, Kuehl R, Dreger P, Schwerdtfeger R and Bohus M.

International Journal of Cancer 2015; 137: 2749–2756.

造血細胞移植患者におけるリハビリテーション分野の最初の報告は、廃用症候群予防目的に移植前後に運動療法を行った内容のFobairらによるものである(J Clin Oncol: 1986)。その後、欧州を中心にRCTによる検討が数多く報告され、近年、本邦においても移植前後の身体機能・QOL変化、身体機能に影響を及ぼす因子、身体機能回復などについて報告されている。

本論文は、同著者の『Effects of a partly self-administered exercise program before, during, and after allogeneic stem cell transplantation. Blood 2011』を基礎としている。この論文は、移植前から退院6–8週間における身体機能・QOLに対する運動療法の効果について、運動療法介入群(Ex群)とcontrol群を比較検討したRCTである。運動療法の内容は、入院前は自主運動、移植入院中は、週5回程度の監視下での有酸素運動+レジスタンストレーニング、退院後6–8週間は自主運動継続とし、週1回の電話での実施状況確認を行った。Control群へは、特別な運動の促しはなく、入院中適度な活動性維持を図るよう説明。結果は、両群ともに入院時と比べ退院時の身体機能・QOLは低下したが、退院後の回復はEx群が有意に改善しており、運動療法の有用性を示した。

今回の報告は、その後の生存について追跡したものである。解析は、移植後2年間でのnon-relapse mortality (NRM) と total mortality (TM) で評価した。

結果は、入院中の死亡はEx群(n=11)、control群(n=12)、退院後の死亡はEx群(n=6)、control群(n=15)であった。入院中も含めた全ての期間における解析では、NRM、TMどちらも有意差はなかったが、退院後解析では、Ex群はNRM(p=0.030)、TM(p=0.086)と退院後の生存が良好であり、運動療法が移植後の生存に寄与する可能性を示した。

本邦において、私たち理学療法士が移植患者における運動療法介入を始めたのは2000年頃である。移植前後におけるリハビリテーション介入の目的は、身体機能・QOL維持を主としているが、最終目標は、もとの生活状況に復帰することであり、それは、学業復帰・職場復帰・主婦業復帰等である。LTFU外来により、退院後の身体状況の確認・運動指導も可能となり、それぞれの社会復帰への援助も可能となりつつある。

本論文は、早期からの運動療法継続が、退院後の身体機能回復を早めるばかりではなく、運動療法の継続による身体機能維持が生存にも良い影響を及ぼす可能性を示唆している。近年では、身体機能や身体活動量向上が、がん患者の生命予後に良い影響をもたらす可能性も報告されている。私たちリハビリテーションスタッフも造血細胞移植医療に携わる重要な一翼を担っていると改めて考える機会となった論文である。

公益財団法人慈愛会 今村総合病院 リハビリテーション部 武清 孝弘

施設紹介

静岡県立静岡がんセンター 血液・幹細胞移植科

池田 宇次

当院は、富士山を背に駿河湾を望む高台に、2002年に開院した615床のがん専門病院です。新幹線三島駅、東名高速沼津IC、新東名高速長泉沼津ICのいずれから車でも15分程度の距離にあります。三島は静岡県東端にあり、県都静岡市から新幹線で25分、品川からも40分あまりで、静岡方面だけでなく横浜～都内に新幹線通勤する方も多く住んでいる地域です。静岡県東部は医療過疎に悩む120万の医療圏で、血液内科の閉鎖が相次いでいます。今や常勤医のいる医療機関は3施設のみで、それを背景に本年度は新患数が450件を超えるようになっていますが、その症例数の多さから、様々な新規薬剤の臨床試験に加えていただけているようになっていきます。



さらに当地域では、同種移植を行っている施設が、東は伊勢原、西は静岡、北は甲府までありませんので、150万人程度の移植医療圏を抱えています。2007年に赴任してから準備を進め、本格的には2008年から非血縁を含む移植診療を開始しました。10年目を迎えた2017年には、ハプロを含む40件の同種移植に自家移植を併せて、年間60件あまりの移植を行っており、現在までの累積件数も500件に近づいてきました。地域柄も反映して、高齢者・高リスク・リンパ系腫瘍に対する移植が多いことが当科の特徴と言えます。これを賄う病棟は、当初は混合病棟の中の24床でしたが、現在は単科無菌病棟37床へと拡充されています。これに併せて、私を含めて2人だけだった診療科から、現在は6名のスタッフと1名の専任HCTCに成長しています。決して余裕はありませんが、ようやく臨床研究などにも取り組むことができるようになっていきます。

当科で移植医療を立ち上げられたのは、何よりも多くの職種に支えられた成果です。当院は開院時から「多職種チーム医療」を謳っており、環境は恵まれていたかもしれませんが、病棟・外来スタッフを対象に「内科一般」「血液疾患」「化学療法」「自家移植」「同種移植」と段階的に勉強会を行いながら、1年がかりで診療を広げました。その後4年に渡って「移植症例検討会」を定期開催し、関連する専門職種の講義を通じて知識を習得するだけでなく、チームの連携を図ることも目的としました。最近では「エキスパート講演会」と称して、全国の先進的施設から各職種の講師を招いて勉強会を開いています。これにより各職種の対外的なつながりも広がっていますし、これを基礎としたセミナー企画などへ発展しています。また昨年度からは、前出の移植症例検討会を病棟看護師さんに主催・運営してもらうことで、より自主性と協調性に優れたチームを目指しています。



ここまでは順調に一定の発展を得られてきたようにも思えますが、人材確保・育成および対外的発信力の点では、まだまだ初歩段階にあります。今後はこれらに力点を置きながら、最終目標である「独りよがりではない質の高い移植医療」を患者さんに届けられるように、チーム全員で取り組んでいきたいと思っています。これからも当科をよろしくお願いいたします。

ここまでは順調に一定の発展を得られてきたようにも思えますが、人材確保・育成および対外的発信力の点では、まだまだ初歩段階にあります。今後はこれらに力点を置きながら、最終目標である「独りよがりではない質の高い移植医療」を患者さんに届けられるように、チーム全員で取り組んでいきたいと思っています。これから当科をよろしくお願いいたします。

会員の声

「平成最後の・・・」を聞きながら

聖路加国際病院 血液内科 山下 卓也

この年末年始、各種メディアにて「平成最後の・・・」というフレーズが頻用されていた。これまで「平成〇年卒」という称号の下に、頑なに「若手」とであると自称してきた我が身にとっては、「平成」という元号が過去のものとなり、もはや「若手」を名乗れなくなることには戦慄を覚える（「何を今更・・・」との声が聞こえそうだが、それは敢えて無視するとして・・・）。

「平成最後の・・・」を耳にするたびに、「そろそろ年齢相応に我が身を見つめ直せ」と言われているように感じる。振り返るとこれまで数多くの患者さんと関わってきた。読者の皆さんと同じく、私にも「忘れられない症例」がある。

大学に戻った1995年から担当した30歳代の女性。CMLに対して外来でインターフェロン治療を実施していた。HLA適合同胞はおらず、非血縁者間移植は患者さんが希望せず。患者さんも担当医も祈るような気持ちでインターフェロンを継続した。しかし、治療開始後約4年で移行期を経て急性転化に到った。その時点で患者さんを説得して骨髄バンクに登録し、化学療法にて病勢を安定させつつコーディネートを継続した。リストアップされたのはHLA1抗原不適合のドナー候補。当時、不適合移植の実施施設は限定されており、自施設では移植ができなかった。いくつかの移植病院に紹介するも、急性転化したCMLに対するHLA不適合非血縁者間移植を受け入れる施設はなかなかない。そんな中、ようやくある病院に引き受けていただき、患者さんは無事に移植を受けることができた。数ヶ月後、この患者さんは驚くほど元気な姿で挨拶に来てくれた。「骨髄移植はすごい治療だ。」と実感した。患者さんと一緒に、移植施設の担当医に深く感謝したことは今でも忘れない。しかしながら、この患者さんは移植後約1年で再発して亡くなった。

今でも時々、この患者さんのことを思い出す。今の自分であれば、この患者さんにどのように対応していたのだろうか？ もちろん、TKIがあれば移植自体が不要になっていただろう。移植が必要であったとしても、今の自分であればもっと自信を持って適切な時期での非血縁者間移植を勧めるであろう。HLA不適合非血縁者間移植も自らの手で実施することができたはずである。当時の自分の未熟さを痛感させられる。一方で、この20数年の医療の進歩を改めて実感させられる。

この患者さんを担当した経験は、私の移植医としての原点の一つである。現在は、造血幹細胞移植をお引き受けする側となることが多いが、その際には、移植に臨む患者さんやご家族、送り出す側のご担当の先生方のお気持ちを十分に配慮するように心がけているつもりである。元号が変わり、「若手」の称号を剥奪されたとしても、このスタンスは大切にしていきたいと思っている。

JSHCT事務局より

● 平成31学会度年会費について

平成31学会年度年会費請求書を郵送させていただきましたので、お受け取りになりましたら、お早目にご納入いただきますようお願い致します。

● ご登録いただいているメールアドレスについて

本学会では、皆様に対する各種ご案内の多くをEメールにて配信しておりますが、昨今、アドレス変更の届出漏れが多く、メールが不達となる会員の方も多数みられます。一定期間、事務局からのメールが届いていない方は、一度、事務局（jshct_office@jshct.com）までお問合せくださいますようお願い申し上げます。

● 本学会会員情報へのご登録内容変更につきまして

ご勤務先の変更等に伴いご住所、メールアドレス等本学会会員情報へのご登録内容に変更がございましたら、Eメール、FAX等にてお早目に事務局までお知らせください。

一般社団法人日本造血細胞移植学会 事務局

名古屋市東区大幸南1-1-20 名古屋大学医学部内（〒461-0047）

Tel: 052-719-1824 Fax: 052-719-1828 E-mail: jshct_office@jshct.com <http://www.jshct.com>